平成２６年（フ）第７１号
東京都杉並区井草２丁目２―12―402
債務者　田中　紗知
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５号
東京都足立区保木間１丁目11―２―301
債務者　中嶋　学
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６号
東京都足立区保木間１丁目11―２―301
債務者　中嶋真由美（旧姓小路）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９号
埼玉県川口市元郷５丁目３―28
債務者　ワダ　ベンジ　センテエーノ
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０号
東京都大田区東馬込１丁目31―４―101
債務者　鈴木　絵理（旧姓那口）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２号
埼玉県東松山市大字石橋2203―21―109
債務者　新谷　博嗣
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３号
東京都品川区北品川２丁目３―20
債務者　村山　清二
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４号
東京都杉並区桃井３丁目10―１―312
債務者　板倉　匠
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５号
東京都世田谷区北烏山２丁目３―８―406
債務者　定成　康臣
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８号
埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目572―１―203
債務者　村上　真弓
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３６８号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地42棟103号
債務者　盛山　隆夫
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８号
岐阜県下呂市御厩野202番地１
債務者　福井　忍（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後２時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第５６７号
岡山市北区中井町１丁目５番39号
債務者　滝沢　哲平
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８号
栃木県栃木市城内町２丁目７番３号
債務者　林　慎一
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１２６号
栃木県小山市東城南１丁目２番地２　エクセルタウンＢ棟203号
債務者　山田マウロ修こと　ヤマダ　マウロ　オサム
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１０５６号
東京都府中市清水が丘２丁目56番地の30安藤ハイツ102
債務者　佐藤　直子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部